

南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱

令和2年12月3日

南砺市農業委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地化が進んでいることから、南砺市空き家バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、登録された空き家に付随した農地等について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定の基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段の面積 農地法第3条第2項第5号の規定により、南砺市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 設置要綱第2条に規定する空き家をいう。
- (4) 空き家に付随した農地 空き家と所有者を一にする当該空き家に付随する遊休農地であって、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (5) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (6) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に規定する農地をいう。

(別段の面積)

第3条 空き家に付随した農地の権利の移転及び権利設定については、別段の面積は0.1aに設定する。

2 前項の別段の面積は、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条第1項に掲げる別段の面積を適用するときは、空き家に付随した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たすものについて適用する。

- (1) 適用する時点で空き家に付随した農地が遊休化している又は遊休化するおそ

れがあり、かつ、当該農地等の周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないと認められること。

(2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。

(3) その他農地法第3条の権利移動要件を満たす農地であること。

(4) 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定とすること。

(指定)

第5条 空き家に付随した農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類（以下「第3条許可申請書類」という。）のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 空き家に付随した農地の指定申請書（様式第1号）

(2) 空き家バンクに登録されることが確認できる書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

2 前項の規定により指定の申請をしている農地の権利を取得しようとする者は、第3条許可申請書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

(1) 農地利用計画書（様式第2号）

(2) 空き家に係る賃貸借契約書又は売買契約書の写し等、空き家に居住することが確認できる書類

(3) 農地法第3条第1項に規定する権利の取得の申請をしようとする者の取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第3号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

3 農業委員会は、前2項の規定による書類の提出を受けた場合は、総会の決定を経て、指定及び取得を認めるものとする。

(指定の解除)

第6条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。

(1) 空き家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したとき。

(2) 空き家バンクの登録が取り消されたとき。

(3) 所有者等から空き家に付随する農地の指定解除申出書（様式第4号）があったとき。

(4) 所有権等の権利に移動あったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

(告示)

第7条 農業委員会は、空き家に付随した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

(許可後の調査及び指導)

第8条 農業委員会は、この要綱に従い農地法第3条第1項の規定により許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この要綱に従い権利を取得した農地が適正に耕作されていないと認めるとき又は今後見込まれるときは、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。